

第31回 定時株主総会 招集ご通知

Arealink

エリアリンク株式会社

証券コード：8914

商品・サービスを通じて
世の中に便利さと楽しさと感動を
提供する。

開催日時

2026年3月25日（水曜日）
午前10時00分（開場 午前9時15分）

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京10階
宴会場「瑞宝」

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、2026年3月24日（火曜日）午後6時までに到着するよう議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

株主総会の後に事業説明会を開催いたします。株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第31回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりご挨拶申し上げます。現在のエリアリンク株式会社の前身であるウェルズ技研を設立したのは1995年のことでした。その時に心に誓ったのが、「ニッチなジャンルでもいいからまずはNo.1になる」ということでした。不動産業界で、変革を起こしたいという意気込みで貸地やパーキング事業を中心とする不動産会社を起業しましたが、最終的に目的を叶えるために選んだ事業はストレージでした。事業開始から25年経過した2023年には総室数が全国で10万室を超えましたが、日本におけるストレージの普及率は世界の主要な国々と比較するとまだまだ低く成長途上の事業です。当社は「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」という企業理念に加えて、「困ったことを何とかしたい」という想いのもと、大変なこと苦しいことにもあえて挑戦し、厳しい時代でも強く生き残り100年、200年と成長していける会社を目指しています。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表取締役会長 林 尚道



理念

「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」

具体指針

- 1 社員と家族が幸せになる会社
- 2 社員・家族・お客様・関係者様（オーナー様・取引会社様・株主様）が全員ファンになる会社
- 3 感動を与える会社
- 4 年齢・性別・国籍に関係なく実力で評価する会社
- 5 100年成長企業



経営方針

- POLICY 1** ストレージを通じて人々の豊かな暮らしに貢献する
-
- POLICY 2** ストックビジネスで中長期的に安定成長を実現する
-
- POLICY 3** ESG経営を推進し、社会課題を解決する

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、主力事業であるストレージ事業を通じて、日本の暮らしを豊かにしたいという想いで、本年度も事業に邁進してまいりました。2023年度に事業構造をストックビジネスへと改革することを終えて以降、2025年度はその体制を基盤に、2029年20万室展開という高い目標に向けて、これまで以上に積極的に出店開発を強化し、加えて新たな施策としてパートナー制度の拡大に努めました。当社の強みである蓄積してきたデータの分析力を活かし、結果として2,850物件、室数は12.5万室を超えるまで成長し、高稼働率を維持しながらシェアの拡大を実現できました。2026年は1.8万室の新規出店を計画しています。「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」という理念のもと、お客様の生活拠点に近く利便性の高い出店開発をおこない、ストレージ事業を通して日本の暮らしの豊かさを実現すべく、社員一同日々研鑽してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも当社へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長 鈴木貴佳

証券コード 8914
2026年3月5日
(電子提供措置の開始日2026年3月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
エリアリンク株式会社
代表取締役社長 鈴木 貴 佳

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第31回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.arealink.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、ご出席が難しい株様は書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使方法についてのご案内をご参照のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年3月25日（水曜日）午前10時00分（開場 午前9時15分）												
2. 場 所	東京都千代田区大手町一丁目4番1号 KKRホテル東京 10階 宴会場「瑞宝」 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)												
3. 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 取締役6名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 監査役1名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件</td></tr><tr><td></td><td>第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件</td></tr></table> 以上	報告事項	第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件		第2号議案 取締役6名選任の件		第3号議案 監査役1名選任の件		第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件		第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
報告事項	第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件												
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件												
	第2号議案 取締役6名選任の件												
	第3号議案 監査役1名選任の件												
	第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件												
	第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件												

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - また、議事資料として、本招集ご通知を会場へご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面については、法令及び当社定款規定に基づき、電子提供措置事項のうち、下記の事項を記載しておりません。したがって当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・ 計算書類の個別注記表

議決権行使方法についてのご案内

議決権行使書を郵送する場合



期 限 2026年3月24日(火曜日) 午後6時必着

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(上記の行使期限までに到着するようご返送ください。) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで行使する場合



期 限 2026年3月24日(火曜日) 午後6時まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要になりました。

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

詳細に
つきましては
次頁をご覧
ください。

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会へ出席する場合



日 時 2026年3月25日(水曜日) 午前10時開催

(受付開始は午前9時15分を予定しております。)

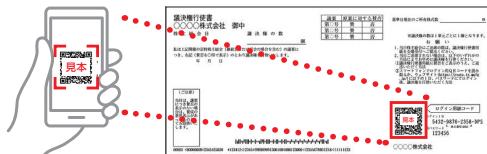
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります)。なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事前質問の受付についてのご案内

株主総会の開催に先立って、本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。
以下の受付期間と受付方法をご確認の上、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

受付期間

本招集ご通知到着時から**2026年3月18日(水曜日)午後3時まで**

受付方法

株主総会オンラインサイト

[Engagement Portal] よりお受けいたします。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



Engagement Portal 検索

具体的な方法は本招集ご通知8頁をご確認ください。

▶ ご留意事項

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は原則として、お一人様につき2問といたくご協力をお願い申し上げます。
- ・株主様よりいただきましたご質問のうち、特に株主様のご関心が高いと思われ、且つ当社が回答可能である内容を本株主総会当日にご回答させていただきます。なお、ご回答できなかったご質問は、今後の参考とさせていただきます。
- ・ご質問は必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応は致しかねますので併せてご了承ください。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内

1 QRコードの読み取りによりログインする場合

< 同封の議決権行使書裏面（イメージ） >



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 個別のID・パスワードによりログインする場合

< 株主様認証画面（ログイン画面） >

< 同封の議決権行使書裏面（イメージ） >



※ 画面はイメージです。
編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

- 1 同封の議決権行使書裏面のログインIDとパスワードを入力
- 2 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェック
- 3 「ログイン」ボタンをクリック

3 ポータルサイト



- 1 ポータルサイトに表示されている「事前質問」をクリック
- 2 ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリック
- 3 ご質問内容等を確認後、「送信」ボタンをクリック

以上で事前質問の受付は完了となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 最新	MacOS 最新	iPadOS 最新	iOS 最新	Android 最新
ブラウザ ※各種最新	Google Chrome 最新、 Microsoft Edge(Chromium) 最新	Safari 最新、 Google Chrome 最新	Safari 最新	Safari 最新	Google Chrome 最新

※上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(土日祝日を除く平日9:00～17:00)

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標と位置付けており、株主配当につきましては、中長期的な事業計画に基づき、市場環境及び設備投資のタイミングを見計らいつつ、再投資のための内部資金の確保を念頭に置きながら、財政状態および利益水準を総合的に勘案したうえで、配当性向35%、かつ前期と比較して減配とされない配当を目標として安定した配当を実施することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきますと存じます。

1

配当財産の種類 金 銭

2

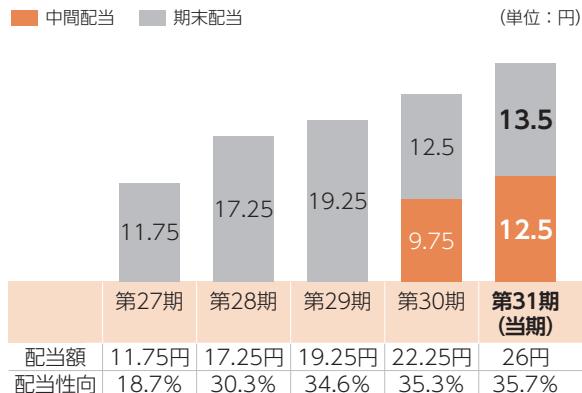
株主に対する配当財産の割当てに 関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 13.5円
総 額 686,231,568円

3

剰余金の配当が効力を生じる日 2026年3月26日

<ご参考> 1株当たり年間配当額の推移



注) 1. 第30期から中間配当を実施しております。
2. 第31期の2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
第27期の期首に、当該株式分割が行れたと仮定して1株当たり年間配当額を算定しております。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者の選定にあたっては、当社の経営を監督する上で必要なスキル・能力（取締役のスキルマトリクス参照）を踏まえ、取締役会での審議を経て決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位及び担当	出席回数／取締役会
1	再任	林 尚 道 (はやし なおみち)	代表取締役会長	12回／13回
2	再任	鈴木 貴 佳 (すずき よしか)	代表取締役社長	13回／13回
3	再任	大 滝 保 晃 (おおたき やすあき)	取締役執行役員 管理本部長兼経理部長	13回／13回
4	再任	西 澤 実 (にしざわ みのる)	取締役執行役員 スレーブ課副課長兼スタマーズコンタクト課	13回／13回
5	再任	社外 独立役員 幸 田 昌 則 (こうだ まさのり)	取 締 役	13回／13回
6	新任	社外 独立役員 内 村 涼 子 (うちむら りょうこ)	-	-

再任

1 はやし なおみち
林 尚道



生年月日 1953年8月8日 満72歳
取締役在任年数 31年 (本株主総会最終時)
取締役会への出席状況 12回/13回
所有する当社の株式数 6,679,256株

再任

2 すずき よしか
鈴木 貴佳



生年月日 1986年5月23日 満39歳
取締役在任年数 10年 (本株主総会最終時)
取締役会への出席状況 13回/13回
所有する当社の株式数 336,880株

■ 略歴および当社における地位、担当

1978年4月 千曲不動産(株) (現スターツコーポレーション(株)) 入社
1995年4月 当社設立 当社代表取締役社長
2019年5月 一般社団法人日本セルフストレージ協会代表理事 (現任)
2019年9月 当社代表取締役社長執行役員兼マーケティング本部長
2020年9月 当社代表取締役社長執行役員
2022年3月 当社代表取締役社長
2023年3月 当社代表取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本セルフストレージ協会代表理事

■ 取締役候補者とした理由

林尚道氏は、1995年の創業以来2023年3月の代表取締役会長就任まで、当社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、業績の向上に大きな功績をあげております。また、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定、及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としております。

■ 略歴および当社における地位、担当

2011年4月 当社入社
2014年8月 当社ストレージ出店本部東京オフィス長
2015年2月 当社執行役員東京オフィス長
2016年3月 当社取締役ストレージ本部運用担当本部長兼東京オフィス長兼千葉オフィス長
2018年7月 当社取締役ストレージ本部長兼ストレージ部長
2019年9月 当社取締役執行役員ストレージ本部長
2021年3月 当社常務取締役執行役員ストレージ本部長
2022年3月 当社専務取締役執行役員ストレージ本部長
2023年3月 当社代表取締役社長 (現任)
2025年10月 一般社団法人日本セルフストレージ協会理事 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

鈴木貴佳氏は、当社の主力事業であるストレージ事業において営業・商品にかかる豊富な経験と見識を有し、ストレージ事業を牽引してきました。また2023年3月に代表取締役社長に就任以降もストレージ事業の出店拡大と業績の拡大に貢献してきました。当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であることから、引き続き、取締役候補者としております。

再任

3 おおたき やすあき
大滝 保晃



生年月日 1977年10月14日 満48歳

取締役在任年数 4年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況 13回／13回

所有する当社の株式数 55,824株

再任

4 にしざわ みのる
西澤 実



生年月日 1978年4月29日 満47歳

取締役在任年数 4年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況 13回／13回

所有する当社の株式数 36,740株

■ 略歴および当社における地位、担当

2001年4月 当社入社
2011年3月 当社執行役員管理本部長補佐兼総務部長
2012年3月 当社取締役管理本部長
2017年3月 当社執行役員管理本部長
2019年3月 当社経理部長
2019年9月 当社管理本部長補佐兼経理部長
2021年3月 当社執行役員管理本部長補佐兼経理部長
2022年3月 当社取締役執行役員管理本部長補佐兼経理部長
2023年3月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

大滝保晃氏は、当社に入社以来、営業・管理部門を問わず幅広い業務に携わり、取締役管理本部長として経営を支えた経験と実績を有しております。近年は、管理本部長、及び経理部長として当社の成長・発展に大きく貢献したことから、将来の経営を支える人材として適切であると判断し、引き続き、取締役候補者としております。

■ 略歴および当社における地位、担当

2001年4月 当社入社
2012年3月 当社取締役ストレージ部長
2016年3月 当社執行役員ストレージ本部長補佐兼ストレージ部長
2017年3月 当社取締役ストレージ本部長補佐兼ストレージ2部長
2019年3月 当社未来型理想企業塾推進室長
2021年3月 当社執行役員ストレージ本部長補佐兼カスタマーコンタクト部長
2022年3月 当社取締役執行役員ストレージ本部長補佐兼カスタマーコンタクト部長
2023年3月 当社取締役執行役員ストレージ本部長兼カスタマーコンタクト部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

西澤実氏は、当社に入社以来、営業部門を中心に幅広い業務に携わり、当社の業務全般に対する豊富な経験と知識を有しております。近年は、現場から経営を支える役割を担い、ストレージ事業ならびに当社の成長・発展に大きく貢献したことから、将来の経営を支える人材として適切であると判断し、引き続き、取締役候補者としております。

再任 社外 独立役員

5 こうだ まさのり
幸田 昌則



生年月日 1943年2月3日 満83歳
取締役在任年数 9年 (本株主総会最終時)
取締役会への出席状況 13回/13回
所有する当社の株式数 0株

新任 社外 独立役員

6 うちむら りょうこ
内村 涼子



生年月日 1979年8月12日 満46歳
所有する当社の株式数 0株

■ 略歴および当社における地位、担当

- 1971年3月 (株)日本リクルートセンター (現(株)リクルートホールディングス) 入社
- 1989年4月 (株)ネットワークハチジュウハチ 代表取締役社長 (現任)
- 2015年3月 大英産業(株) 社外取締役 (現任)
- 2017年3月 当社取締役 (現任)
- 2019年7月 (株)グリーン・シップ 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)ネットワークハチジュウハチ代表取締役社長
大英産業(株)社外取締役
(株)グリーン・シップ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

幸田昌則氏は、長年にわたり(株)ネットワークハチジュウハチの代表取締役社長を務められており、企業経営者としての豊富な経験と実績、不動産業界に関する幅広い見識を活かし独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としております。

■ 略歴および当社における地位、担当

- 2012年12月 司法修習終了 日比谷ともに法律事務所入所
- 2020年6月 日比谷晴海通り法律事務所設立 (代表) (現任)
- 2021年6月 日本インシュレーション(株)社外取締役 (現任)
- 2024年6月 エフビットコミュニケーションズ(株)社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

日比谷晴海通り法律事務所代表
日本インシュレーション(株)社外取締役
エフビットコミュニケーションズ(株)社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての長年にわたる豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、社外取締役以外において会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 内村涼子氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 幸田昌則、内村涼子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、幸田昌則氏との間で当該責任限定契約を締結しております。幸田昌則氏の再任が承認された場合には、引続き、幸田昌則氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。併せて、内村涼子氏が選任された場合は、当社は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 幸田昌則氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
7. 内村涼子氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、本定時株主総会にて選任された場合には、独立役員として届出を行う予定であります。

<ご参考>

取締役のスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

	当社における地位	当社が特に期待する分野（最大3つ）					
		企業経営	業界知識	営業・マーケティング	財務・会計	法務・ガバナンス	人事・教育
林 尚 道	代表取締役	●	●	●			
鈴木 貴佳	代表取締役		●	●			●
大滝 保晃	取締役				●	●	
西 澤 実	取締役		●	●			
幸田 昌則	取締役（独立社外）	●	●				
内村 涼子	取締役（独立社外）					●	

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実化を図るため1名増員し、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

新任

いのうえ ひろき
井上 弘毅



生年月日 1956年11月3日 満69歳

所有する当社の株式数 0株

■ 略歴および当社における地位

1979年4月 住友商事(株)入社
2012年4月 同社執行役員建設不動産本部長
2014年4月 同社常務執行役員・東アジア総代表・中国住友商事総代表
2016年4月 同社常務執行役員・国内担当役員
2019年4月 当社顧問(現任)

■ 監査役候補者とした理由

井上弘毅氏は、当社顧問として営業・管理部門と幅広い領域において豊富な経験と知見を有しており、これまでの実績と経験を当社の監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、監査役候補者としております。

なお、同氏は住友商事(株)において常務執行役員という立場で会社経営に関与した経験に加え、上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、井上弘毅氏が選任された場合、当社は当該顧問契約を解約する予定であります。
2. 当社は監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。井上弘毅氏が選任された場合、当社は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、井上弘毅氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年3月28日開催の第23回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、また監査役の報酬額は、2001年3月31日開催の第6回定時株主総会において、年額20百万円以内とそれぞれご承認いただき今日に至っております。その後の持続的な業績の伸長と企業規模の拡大、コーポレートガバナンスの強化、経済情勢の変化などの諸般の事情を考慮した結果、また有能な取締役・監査役候補者を確保することが持続的な企業価値の向上に繋がるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を高めることを目的として、取締役及び監査役の報酬額を改定させていただきたいと存じます。

報酬額につきましては、取締役の報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、また監査役の報酬額を年額50百万円以内に、それぞれ改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社は、事業報告「3.会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き6名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名となります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等については、2021年3月24日開催の第26回定時株主総会において、その金額として取締役の報酬枠の範囲内で年額50百万円以内とご承認いただきました。

その後の持続的な業績の伸長と企業規模の拡大に伴う責務の増大、及び経済情勢の変化など諸般の事情を考慮した結果、また当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを見直すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を高めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額100百万円以内に改定させていただきたく存じます。なお、報酬額の変更以外については変更ありませんが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬枠は年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）となります。

当社は、事業報告「3.会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き6名（社外取締役2名）となりますので、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の売上高は26,418百万円（前期比7.0%増）、営業利益は5,470百万円（前期比11.5%増）、経常利益は5,191百万円（前期比10.1%増）、当期純利益は3,704百万円（前期比15.7%増）と増収増益の結果となりました。

売上高	264億18百万円	前期比	7.0%増
営業利益	54億70百万円	前期比	11.5%増
経常利益	51億91百万円	前期比	10.1%増
当期純利益	37億04百万円	前期比	15.7%増

<ストレージ事業>

当社の基幹事業であるストレージ事業は、「ストレージ運用」と「ストレージ流動化」の2つのサブセグメントで構成されております。

ストレージ運用は、当社が展開するトランクルームのブランド「ハローストレージ」の稼働率は、新規出店室数が増加した影響もあり前期末比4.8ポイント減の81.11%となりましたが、既存稼働率（直近2事業年度内に出店した物件を除く）は88.98%と引き続き高い水準を維持しました。その要因は主に、データ分析による出店精度の向上、及び出店現場を小型化したことや商品の認知度が向上したこと等により成約数を堅調に獲得できたこととあります。

ストレージ事業は、2023年12月期は4,700室の出店目標に対して5,800室（既存物件の増設430室含む）、2024年12月期は10,400室の出店目標に対して10,545室（既存物件の増設435室含む）、2025年12月期は15,000室の出店目標に対して16,754室（既存物件の増設332室含む）の結果となりました。総室数は毎年定期的に発生する閉店等の影響もあり、前期末比14,634室増の125,076室となりました。成約については、データベースの構築による新規出店現場の精度向上や小型化、また広報活動の強化によるストレージ商品の認知度向上等の影響により、需要を取り込むことで堅調に稼働室数を伸ばしました。収益性については、出店形態を引き続き収益性の高い自社出店を中心にしていることに加えて、キャンペーンのコントロールによる値引き率の抑制や一部賃料の見直し、効率的な広告活動の影響等により、ストレージ運用は増益の結果となりました。

ストレージ流動化は、アセット屋内型ストレージ「土地付きストレージ」の販売15件を計上いたしました。

これらの結果、ストレージ事業の売上高は22,229百万円（前期比14.2%増）、営業利益は6,045百万円（前期比12.2%増）と増収増益となりました。

<土地権利整備事業>

土地権利整備事業につきましては、事業縮小の方針通り、売上高は2,627百万円（前期比28.9%減）、営業利益は407百万円（前期比16.2%減）と減収減益となりました。仕入れにつきましては、引き続き良質物件の仕入れに注力し、在庫額は前期末比208百万円減の2,729百万円となりました。

<その他運用サービス事業>

その他運用サービス事業は、アセット事業、オフィス事業等の賃料収入を収益基盤とする事業で構成されております。アセット事業は、保有・管理物件が高稼働を維持したものの管理物件の減少もあり、減収減益となりました。オフィス事業は、運営物件の稼働が順調に推移したこともあり、増収増益となりました。これらの結果、その他運用サービス事業の売上高は1,561百万円（前期比1.9%増）、営業利益は433百万円（前期比1.3%増）と増収増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は8,182百万円であります。その主たるものは、出店開発をはじめとするストレージ事業関連の投資であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましてはストレージ出店開発資金及び運転資金として、10,270百万円を借入により調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社はストレージ事業を中心とした持続的な成長を確実にし、より強固な経営基盤を確立すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

1. 安定的な収益基盤の確立

当社は、持続的な成長に向け、数年前より事業構造改革を行い、不動産売買に依存したフロー中心の収益構造から、ストレージ運用をはじめとするストックビジネス中心の収益構造への転換を進めてまいりました。今後も、ストックビジネスによる安定的な収益基盤を背景に、当社独自のツールである「エリアリンクマスター」を活用した人材育成や少人数経営の推進により、高効率で安定的な収益基盤を確立してまいります。

2. ストレージ事業の発展

当社の基幹事業は、トランクルームを運営するストレージ事業であります。日本におけるストレージ市場の規模は年々拡大しておりますが、ストレージの認知度はいまだ低く、発展途上の市場であるといえます。ストレージが産業として成熟している米国では、世帯総数の約10%のストレージが利用されていることに対し、日本は世帯総数の1%程度の利用であるという状況です。

しかしながら、日本は欧米諸国と比較すると住宅が狭いため、収納に関する需要が潜在しております。近年はライフスタイルの多様化により、ただ食事・睡眠をとる場所という位置づけから、快適で豊かな暮らしを営む居場所へと、日本国内においても「住居」の定義が変化してきております。こうした状況の中、「住居」をさらに良い環境に変えることができるように、ストレージ・トランクルームという商品を広め、日本の暮らしの豊かさに貢献してまいります。

当社は、ストレージ事業の持続的な成長及び業界全体のさらなる発展を目指し、下記の課題に積極的に取り組んでまいります。

①出店室数の拡大

2020年に新型コロナウイルスの感染拡大による経済悪化を警戒し、出店活動を一時停止した影響で、2021年の出店室数は1,614室、2022年は2,915室となりましたが、出店室数の拡大に注力した結果、2023年は5,800室、2024年は出店室数10,545室、2025年は16,754室となりました。過去の出店、顧客データを分析し、1物件あたりの室数を減らし、コンビニエンスストアのような小型店舗を中心とした出店展開を行ってまいります。当社の主力商品である屋外型コンテナは、全国に展開しておりますが、需要が根強い関東・関西都市部を中心に出店を強化してまいります。

また、他社からストレージ物件の運営・管理を受託するパートナー制度も順調に拡大しておりますので、引き続き注力しシェア拡大に努めてまいります。

②当社ブランド「ハローストレージ」の認知度向上

市場の成長とともに競合他社の参入も散見される中で、当社ブランドの「ハローストレージ」の認知度を高めるべく、サンリオの人気キャラクター「ハローキティ」とのコラボレーションを軸に、広報活動の強化等のマーケティング戦略を進めてまいります。

③付加価値サービスの開発・改善

自宅からトランクルームへの収納までをオールインワンで提供する「ハロー宅配便」、建物型トランクルームの入口セキュリティにおける交通系ICカード連携、収納に便利な「ラック販売・組立サービス」など、トランクルームを利用しやすくするためのサービス開発・現場改善をたゆまず実施し、お客様満足度の向上を追求してまいります。

④ストレージを通じた社会貢献

近年、社会の持続可能性や安心・安全に対する意識が高まる中、長期視点の観点からリスク・機会を検討した場合、ESGの強化が必要不可欠となります。当社は全国で約2,850店舗を運営しておりますが、定期的なメンテナンスによりコンテナを長持ちさせることや、木造かつ高耐久の建物型トランクルームを長期に運用することにより、環境に配慮した事業運営を進めてまいります。

また、「収納」を起点として、無駄な買い物の削減、モノを大切にす文化の醸成により廃棄物削減に貢献するなど、ストレージは循環型社会に大きく貢献できる可能性を秘めている事業であるといえます。今後も、社会基盤を支える企業として、様々な課題の解決に継続的に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

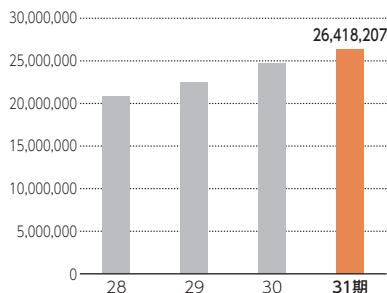
区 分	期 別	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
		(2022年1月～ 2022年12月)	(2023年1月～ 2023年12月)	(2024年1月～ 2024年12月)	(2025年1月～ 2025年12月) (当事業年度)
売 上	高(千円)	20,878,046	22,463,576	24,695,794	26,418,207
経 常 利 益	(千円)	3,758,608	4,058,470	4,714,071	5,191,877
当 期 純 利 益	(千円)	2,883,362	2,821,439	3,200,941	3,704,733
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	56.89	55.62	63.06	72.91
総 資 産	(千円)	45,643,354	49,676,189	55,919,618	64,080,563
純 資 産	(千円)	23,072,607	25,021,170	26,769,879	29,228,662

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) の適用に伴い、第28期の売上高は87,163千円、経常利益が33,711千円減少しております。なお、第29期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

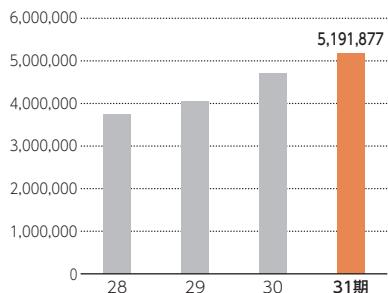
2. 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

売上高・損益の推移

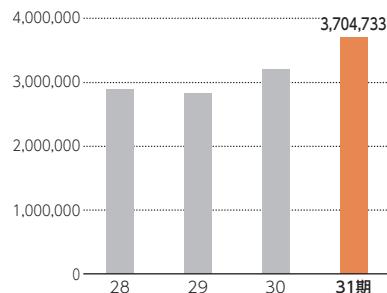
売上高 (千円)



経常利益 (千円)



当期純利益 (千円)



(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要事業内容
ストレージ事業	土地・建物を借上げ、または取得・保有した土地・建物にコンテナや内部造作を施し、レンタル収納スペースを運営する事業等であります。また、土地、建物所有者のニーズに合わせて、コンテナ、トランクルーム等の設置及び建築を受注し提供する事業であります。
土地権利整備事業	権利関係の複雑な借地権・底地の売買を通して、地主様・借地権者様双方の問題を解決する事業であります。
その他運用サービス事業	土地・建物を借上げ内部造作を施し、スモールオフィスを運営するレンタルオフィス事業や、保有する不動産を事務所や店舗として運用するアセット事業等からなる事業であります。

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

(9) 従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
81 [112]	+1	40.6	8.6

(注) 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社きらぼし銀行	4,136,096
株式会社りそな銀行	3,695,012
株式会社千葉銀行	3,689,218
株式会社静岡銀行	1,375,214
株式会社みずほ銀行	1,285,002

(注) 借入額は短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計残高金額であります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 71,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,763,600株 (自己株式931,632株を含む)
- (3) 株主数 6,109名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
林 尚道	6,679,256	13.13
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	3,402,900	6.69
辻本 武泰	2,394,700	4.71
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,498,700	2.94
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,454,400	2.86
株式会社新居浜鉄工所	1,240,000	2.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,178,500	2.31
中嶋 聡	1,115,200	2.19
JP MORGAN CHASE BANK 380634	921,100	1.81
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND	888,500	1.74

- (注) 1. 当社は、自己株式931,632株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式931,632株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2025年11月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は25,881,800株増加しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	24,549株	4名
執行役員	1,032株	1名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 尚 道	一般社団法人日本セルフストレージ協会 代表理事
代表取締役社長	鈴木 貴 佳	
取締役執行役員	大 滝 保 晃	管理本部長兼経理部長
取締役執行役員	西 澤 実	ストレージ本部長兼カスタマーコンタクト部長
取締役	古 山 和 宏	アグリコネクト株式会社 顧問
取締役	幸 田 昌 則	株式会社ネットワークハチジュウハチ 代表取締役社長 大英産業株式会社 社外取締役 株式会社グリーン・シップ 社外取締役
常勤監査役	小 島 秀 人	
監査役	田 村 宏 次	大洋総合法律事務所 弁護士
監査役	青 木 巖	キャピタル・アドバイザー株式会社 代表取締役社長 株式会社NEXYZ.Group 社外取締役 (監査等委員) 株式会社バルニバービ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 監査役田村宏次氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役古山和宏、取締役幸田昌則の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役小島秀人、監査役田村宏次、監査役青木巖の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役古山和宏、取締役幸田昌則、常勤監査役小島秀人、監査役青木巖の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当社は、重要な兼職先との関係において特記すべき事項はございません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は、会社が全額を負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、2021年12月16日開催の取締役会において、一部改訂を行っております。

取締役の報酬については、取締役会の決議により一任された代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、各取締役の担当職務や貢献度、業績等を勘案し決定しております。なお、当社ではさらに、報酬決定後に取締役会において社外役員からフィードバックを受け、次回の報酬決定に当該フィードバックを反映させることで代表取締役の独断を防ぐような手続きをとっております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査役の協議によって、決定しております。

1. 固定報酬（金銭報酬）

取締役の報酬等は、取締役が企業価値の向上を職責とすることを考慮し、従業員の賃金水準と比較して、職務執行上妥当な水準を確保・維持することを考慮したうえで、取締役・監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）・執行役員・人事担当者を参加者とした評価会議において、各取締役に対する人事評価を実施し、その評価結果をもとに代表取締役が各取締役の報酬を決定することとしております。

2. 業績連動報酬（金銭報酬）

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して、業績目標の達成及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため短期的なインセンティブである業績連動報酬（賞与）を報酬として付与することとしております。

業績連動報酬の賞与額決定にあたっては、経営者として結果を重視する観点から、期初に発表した業績予想を基準に、経常利益及び当期純利益の達成度合及び前年対比伸長率、取締役（社外取締役を除く）・執行役員・人事担当者が参加する評価会議にて決定された個人別の貢献度合いを係数化し、役職に応じて定められた基準額（金銭報酬）に乗じた算出結果をもとに代表取締役が各取締役の報酬を決定することとしております。

当該指標を選択した理由については、経常利益及び当期純利益の成長が企業価値向上の観点から会社経営の重要な指標であると考えているためであります。

3. 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、中長期的なインセンティブである業績連動報酬（譲渡制限付株式（RS））を報酬として付与することとしております。付与する譲渡制限付株式の内容及び個数は、役職、職責、業績、株価等を踏まえて決定いたします。なお、当該株式報酬にかかる譲渡制限期間は、3年以上10年以下の範囲内で取締役会が決定いたします。

②個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当
代表取締役会長 林 尚道、及び代表取締役社長 鈴木 貴佳

b. 委任された権限の内容
取締役の個人別の報酬の内容

c. 権限を委任した理由

当社の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役会長、及び代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			支給総額
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
	(名)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (2)	197,591 (10,800)	－ (ー)	29,411 (ー)	227,002 (10,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	9,900 (9,900)	－ (ー)	－ (ー)	9,900 (9,900)
合 計	10	207,491	－	29,411	236,902

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第23回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）であります。また、当該報酬枠内で、2021年3月24日開催の第26回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬として年額50,000千円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の、本制度の対象となる取締役の員数は3名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2001年3月31日開催の第6回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
4. 当該業績連動報酬の算定に用いた業績指標に関する実績は以下の通りです。

	前事業年度実績	当事業年度期初予想	当事業年度実績	前年対比伸長率	期 初 予 想 比
経常利益	4,714百万円	5,080百万円	5,191百万円	10.1%	2.2%
当期純利益	3,200百万円	3,420百万円	3,704百万円	15.7%	8.3%

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の兼務先と当社との間に特記すべき事項はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古 山 和 宏	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席いたしました。主に経営人材の育成に関する経験から、特に人材育成分野に対して必要に応じ助言・発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	幸 田 昌 則	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席いたしました。企業経営者としての経験と知見に加えて不動産業界の動向・市況の見通し等について必要に応じ助言・発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	小 島 秀 人	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席いたしました。他社の取締役や監査役を務めるなど長年培ってきた豊富な経験と知見から、必要に応じて発言を行っております。
社外監査役	田 村 宏 次	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席いたしました。主に弁護士として培った法務知識や経験から、必要に応じて発言を行っております。
社外監査役	青 木 巖	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席いたしました。主に企業経営者としての経験と知見から、必要に応じ発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(千円)
当事業年度に係る報酬等の額	35,000
非監査証明業務に基づく報酬	2,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の状況を確認し、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度における上記の支払額以外に、前事業年度に係る追加報酬2,000千円があります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

会計監査人は、2023年12月26日付で金融庁より、業務改善命令（業務管理体制の改善）及び3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務停止）（2024年1月1日から2024年3月31日まで）を受けておりました。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり定めています。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動規範といたします。

また、法令違反が疑わしい事例の報告がなされた場合、「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとおり、速やかに事実関係を確認し、適切な処置をとるとともに、その報告者が不利益を被ることがないように、最大限の配慮を行います。

なお、不動産運用サービスを提供する企業として重要な課題である宅地建物取引業法ならびに建築関連諸法規をはじめとする当社事業に関わる関係諸法令等については、外部の専門家の意見を聴取し、適正化に努めます。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の発生を予防するための情報の収集、分析及び発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理規程を設けます。また、それぞれのリスクごとに担当部署を定め、取締役会及び担当部署が、リスクを網羅的・総括的に管理いたします。

なお、リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

また、職務権限規程等を定め、権限委譲を行うことで、効率的、機動的な意思決定に努めます。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、各種稟議書など取締役・使用人の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものいたします。

(5) 監査役補助者に関する体制及び当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

当社は、監査役による監査体制を充実させるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と監査役の協議により、監査役補助者を配置できるようにいたします。

なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとします。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報収集の権限を持って業務を行います。

(6) 取締役・使用人等の監査役への報告体制及び報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、速やかに監査役に報告いたします。

また、監査役に当該報告をした当社の取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として、人事処遇等において不利な取り扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い・償還の手続き、当該費用又は債務処理にかかる方針、及び当社監査役の監査の実効性を確保するための体制

監査役職務の執行にかかる費用等について、当社が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、監査役は、費用の前払い及び償還を受けることができ、また、予算等必要な措置を講ずることを要請できる体制を確保いたします。

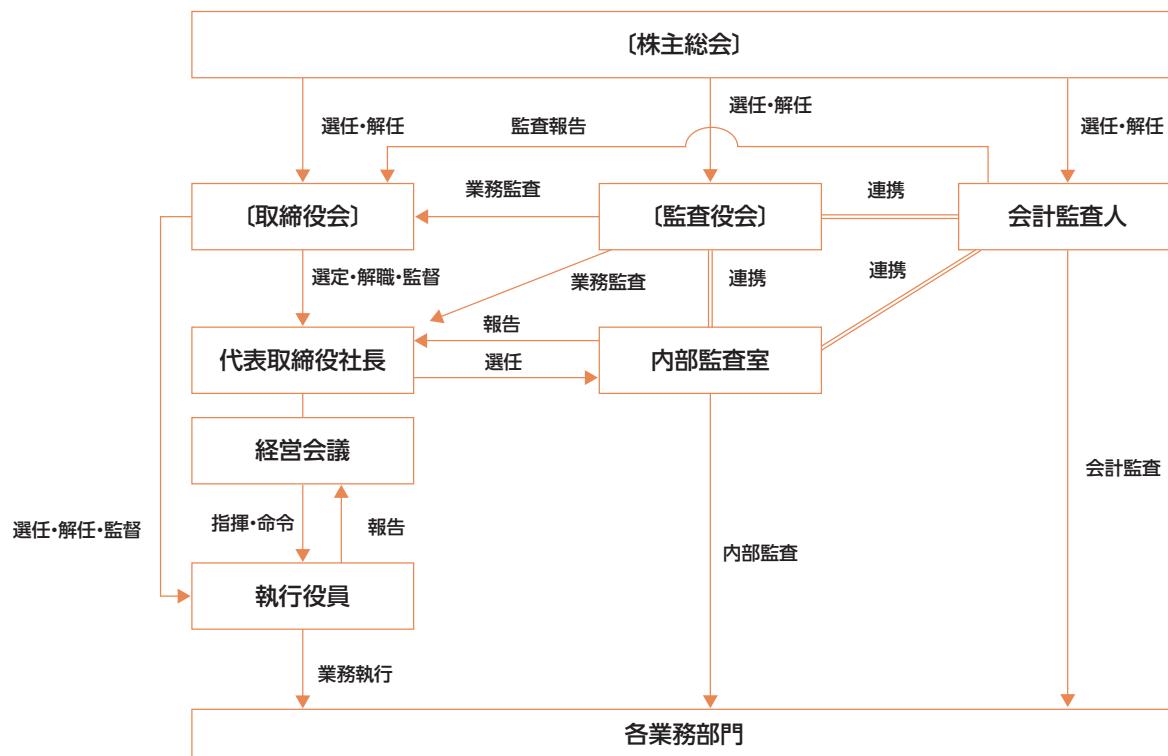
当社は、監査役に対し、取締役会以外にも、必要に応じてあらゆる重要な会議に出席することができる体制を確保いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述した「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、取締役会を開催し、問題事案の検討及び改善策、再発防止策の協議を行っております。

また、社内及び社外に設置された内部通報窓口において、随時、内部通報を受付けるものとしており、周知及び対応を継続しております。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制図



(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	25,714,771	流動負債	9,157,399
現金及び預金	16,671,735	買掛金	200,610
売掛金	194,484	工事未払金	19,915
完成工事未収入金	9,963	短期借入金	678,800
商品	1,037,951	1年内返済予定の長期借入金	2,839,155
販売用不動産	6,818,600	未払金	1,551,326
仕掛販売用不動産	423,236	未払費用	289,987
未成工事支出金	11,235	前受金	912,131
貯蔵品	57,006	未払法人税等	1,270,492
前払費用	324,261	転貸損失引当金	4,588
仕掛品	46,200	未成工事受入金	25,845
前渡金	21,700	預り金	7,959
未収還付法人税等	23,525	前受収益	621,849
その他	112,741	リース債務	296,830
貸倒引当金	△37,870	賞与引当金	14,258
		その他	423,646
固定資産	38,365,792	固定負債	25,694,501
有形固定資産	33,185,212	長期借入金	21,215,034
建物	6,298,545	預り保証金	313,270
構築物	2,814,776	長期前受収益	509,233
機械及び装置	12,301	リース債務	713,205
車両運搬具	10,762	長期未払金	1,203,029
工具、器具及び備品	14,492,493	資産除去債務	1,738,715
土地	8,234,993	転貸損失引当金	2,013
リース資産	878,067	負債合計	34,851,900
建設仮勘定	443,271	純資産の部	
無形固定資産	258,229	株主資本	29,202,395
商標権	2,517	資本金	6,111,539
ソフトウェア	254,240	資本剰余金	6,175,995
その他	1,470	資本準備金	6,156,037
投資その他の資産	4,922,350	その他資本剰余金	19,958
投資有価証券	0	利益剰余金	17,119,762
関係会社株式	1,150,000	その他利益剰余金	17,119,762
破産更生債権等	631,872	繰越利益剰余金	17,119,762
長期前払費用	54,467	自己株式	△204,902
差入保証金	1,596,590	評価・換算差額等	26,266
繰延税金資産	1,806,971	繰延ヘッジ損益	26,266
その他	312,822	純資産合計	29,228,662
貸倒引当金	△630,373	負債・純資産合計	64,080,563
資産合計	64,080,563		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,418,207
売上原価		16,875,854
売上総利益		9,542,353
販売費及び一般管理費		4,072,193
営業利益		5,470,160
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	1,168	
受取遅延損害金	4,046	
移転補償金	145,768	
その他	33,923	184,943
営業外費用		
支払利息	343,454	
支払手数料	117,025	
為替差損	640	
その他	2,105	463,226
経常利益		5,191,877
特別利益		
投資有価証券売却益	28,827	
金地金売却益	155,692	184,520
特別損失		
固定資産除却損	32,537	
減損損失	103,560	136,098
税引前当期純利益		5,240,298
法人税、住民税及び事業税	1,753,398	
法人税等調整額	△217,833	1,535,565
当期純利益		3,704,733

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2025年1月1日残高	6,111,539	6,156,037	10,668	6,166,705	14,685,198	△215,621	26,747,823
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,270,169	－	△1,270,169
譲渡制限付株式報酬	－	－	9,290	9,290	－	11,237	20,527
当期純利益	－	－	－	－	3,704,733	－	3,704,733
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△519	△519
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	9,290	9,290	2,434,564	10,718	2,454,572
2025年12月31日残高	6,111,539	6,156,037	19,958	6,175,995	17,119,762	△204,902	29,202,395

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2025年1月1日残高	22,056	－	22,056	26,769,879
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△1,270,169
譲渡制限付株式報酬	－	－	－	20,527
当期純利益	－	－	－	3,704,733
自己株式の取得	－	－	－	△519
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△22,056	26,266	4,210	4,210
事業年度中の変動額合計	△22,056	26,266	4,210	2,458,782
2025年12月31日残高	－	26,266	26,266	29,228,662

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械及び装置 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

主に定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

転貸損失引当金

マスターリースにおいて転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について、翌年度以降の損失見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ストレージ事業及びその他運用サービス事業

ストレージ事業及びその他運用サービス事業においては、主にコンテナやトランクルーム等の賃貸を行っております。当該業務では、顧客との契約に基づき、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）」に従い収益を認識しております。

コンテナやトランクルーム等の賃貸に付随する収益については、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の充足前に受領しております。また、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、賃貸に付随する収益のうち、事務手数料（初期費用）及び更新料等については、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、電力サービス・損害保険サービスについては、サービスの提供者が第三者であり、当該サービスが提供されるように手配することが当社の履行義務であることから、代理人として取引を行っている判断し、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

②土地権利整備事業

土地権利整備事業においては、主に借地権や底地の売買を行っております。当該業務では、顧客との不動産売買契約等に基づき顧客に借地権や底地を引渡す義務を負っております。これらの取引については、借地権や底地の引渡しをもって顧客に支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の充足前に受領しております。また、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利

(3) ヘッジ方針

金利の市場変動リスクを回避するため金利スワップ取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引はありません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を把握しその対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
商品	1,037,951千円
販売用不動産	6,818,600千円
売上原価（評価損）	90,019千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

商品及び販売用不動産は、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）による評価を行っております。なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。収益性の低下等により正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を売上原価（評価損）として計上しております。

②主要な仮定

正味売却価額の算定における主要な仮定は、事業計画、市場価格または実績等に基づく販売見込額であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

販売計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には評価損の計上が必要となる可能性があります。

(関係会社の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,150,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該株式の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理する方針としております。当事業年度において、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したと認められる株

式はありません。

②主要な仮定

超過収益力を反映した実績価額の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローの見積りは、中期経営計画を基礎としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	33,185,212千円
無形固定資産	258,229千円
減損損失	103,560千円

(注) 上記金額にはストレージ事業に係る有形固定資産27,472,594千円、無形固定資産256,090千円、減損損失103,560千円が含まれております。なお、ストレージ事業に関する有形固定資産及び無形固定資産の合計額は総資産の43.3%を占めております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を貸借対照表価額としております。固定資産の減損に係る会計上の見積りにあたり、固定資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位である物件（ストレージ事業においてはレンタル収納スペースの出店単位（以下「ストレージ物件」という。))を基本単位とし、資産または資産グループにおいて営業損益が継続してマイナスまたはマイナスとなる見込みの場合や閉鎖の意思決定をした場合、あるいは経営環境の著しい悪化、主要な資産の市場価格の著しい下落がある場合等に減損の兆候を把握し、減損の兆候があると認められた場合には減損損失の認識の判定を行っております。減損損失の認識が必要と判断された場合は、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

減損損失の認識の判定及び減損損失の測定における主要な仮定は、事業計画（過去の実績に基づくストレージ物件ごとの賃料水準や稼働率予測等）を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる社外の不動産鑑定士による鑑定評価（収益還元法の基礎となる純収益予測における賃料設定、稼働率予測等）等であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失が発生する可能性があります。なお、ストレージ事業に関する固定資産のうち、当事業年度末において、減損の兆候が把握されたものの、減損損失を計上しなかったストレージ物件の固定資産の帳簿価額の合計額は4,725千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

販売用不動産	3,607,584千円
仕掛販売用不動産	423,236千円
土地	4,618,637千円
建物	2,243,478千円
工具、器具及び備品	68,834千円
建設仮勘定	265,052千円
計	11,226,825千円

上記に係る債務

短期借入金	578,800千円
1年内返済予定の長期借入金	978,265千円
長期借入金	7,039,052千円
計	8,596,118千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,709,453千円

3. 有形固定資産の保有目的の変更

保有目的の変更により、有形固定資産として保有していた建物184,263千円、土地108,268千円を販売用不動産へ、工具、器具及び備品1,010,598千円、構築物27,352千円を商品へ、建設仮勘定46,200千円を仕掛品へ振替えております。また仕掛販売用不動産787,849千円を土地524,009千円、建設仮勘定263,840千円へ振替えております。

4. 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する金銭債務	6,641千円
--------------	---------

損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額90,019千円が売上原価に含まれております。

2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下のとおり減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産の概要

用途	場所	種類	金額
事業用資産	広島県広島市他	建物・工具、器具及び備品・構築物等	103,560千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産である建物・工具、器具及び備品・構築物等につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みであることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。その主な内訳は、建物40,737千円、構築物10,175千円、工具、器具及び備品52,036千円、長期前払費用611千円であります。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標または使用価値により測定しております。使用価値は営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを割引率3.6%で割り引いて算定しております。ただし、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスである場合は、回収可能価額を零と算定しております。

3. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	168千円
仕入高	41,652千円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	25,881,800	25,881,800	—	51,763,600
合計	25,881,800	25,881,800	—	51,763,600
自己株式				
普通株式 (株)	491,167	466,066	25,601	931,632
合計	491,167	466,066	25,601	931,632

- (注) 1. 2025年11月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 発行済株式における株式数25,881,800株の増加は、株式分割による増加であります。
 3. 自己株式の増加のうち465,786株は株式分割、280株は単元未満株式の買取り（株式分割前200株、株式分割後80株）であります。
 4. 自己株式の減少のうち25,581株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分、20株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	634,765	25.0	2024年 12月31日	2025年 3月27日
2025年7月30日 取締役会	普通株式	635,403	25.0	2025年 6月30日	2025年 9月8日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	686,231	13.5	2025年 12月31日	2026年 3月26日

- (注) 1. 2025年11月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は株式分割後の金額を記載しております。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	210,124千円
固定資産の減損	420,401千円
減価償却限度超過額	529,724千円
資産除去債務	548,043千円
前受収益	235,754千円
転貸損失引当金	2,039千円
その他	483,376千円
繰延税金資産小計	2,429,465千円
評価性引当額	△287,049千円
繰延税金資産合計	2,142,415千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△323,354千円
繰延ヘッジ損益	△12,090千円
繰延税金負債合計	△335,444千円
繰延税金資産の純額	1,806,971千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,054,891千円
1年超	3,013,808千円
合計	4,068,699千円

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

ストレージ事業における物件のアスファルト舗装、内装、看板等、オフィス事業の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて2年から31年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債の利回り0.33%から1.69%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期	首	残	高	1,433,258千円	
				有形固定資産の取得に伴う増加額	316,789千円
				時の経過による調整額	8,967千円
				資産除去債務の履行による減少額	△20,299千円
期	末	残	高	1,738,715千円	

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。なお、デリバティブは、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済完了日は決算日後、最長で41年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。長期末払金は、主にコンテナの買取に係る債務であり、支払完了日は決算日後、最長で10年後であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引を必要に応じて利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び差入保証金について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券等について、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、取締役会で基本方針が決定され、その執行及び管理については担当部門が社内規定に従って、経営会議で決定された運用範囲内で実行し、その取引状況を定期的に経営会議に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注1)をご参照ください。

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,596,590	1,501,850	△94,740
資産計	1,596,590	1,501,850	△94,740
(1) 長期借入金 (※1)	24,054,189	24,973,070	918,880
(2) リース債務 (※2)	1,010,035	986,186	△23,848
(3) 長期未払金 (※3)	1,689,718	1,588,559	△101,159
(4) 預り保証金	313,270	313,120	△150
負債計	27,067,214	27,860,936	793,722
デリバティブ取引 (※4)	38,356	38,356	—
デリバティブ取引計	38,356	38,356	—

※1 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※2 1年内返済予定のリース債務を含めております。

※3 1年内支払予定の長期未払金を含めております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 投資有価証券 (非上場株式等)	0
② 関係会社株式	1,150,000

(注2) 満期のある金銭債権

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,671,735	—	—	—
売掛金	194,484	—	—	—
完成工事未収入金	9,963	—	—	—
合計	16,876,183	—	—	—

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,839,155	4,353,164	2,661,584	2,102,179	1,981,473	10,116,632
リース債務	296,830	300,796	297,886	53,134	31,189	30,198
合計	3,135,985	4,653,960	2,959,470	2,155,313	2,012,662	10,146,830

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	—	38,356	—	38,356
資産計	—	38,356	—	38,356

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,501,850	—	1,501,850
資産計	—	1,501,850	—	1,501,850
長期借入金	—	24,973,070	—	24,973,070
リース債務	—	986,186	—	986,186
長期未払金	—	1,588,559	—	1,588,559
預り保証金	—	313,120	—	313,120
負債計	—	27,860,936	—	27,860,936

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積られた償還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りにより割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、合理的に見積られた支払予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価は、合理的に見積られた償還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域及び米国、ドイツにおいて、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。なお、その一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。2025年12月期における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は800,939千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含まため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
賃貸等不動産	12,759,867	591,186	13,351,053	16,100,034
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産	298,554	36,578	335,133	274,109

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

主な増加は、土地の取得223,434千円、建物の取得221,524千円、建設仮勘定の増加1,212千円、保有目的変更に伴う仕掛販売用不動産からの振替（土地524,009千円、建設仮勘定263,840千円）であります。主な減少は、保有目的変更に伴う販売用不動産、商品への振替（建物184,263千円、土地108,268千円、構築物27,352千円）、減価償却費332,845千円であります。

3. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価及び固定資産税評価額に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高には、顧客との契約から生じる収益に加え、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）」等に基づく収益等が含まれております。

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計額
	ストレージ 事業	土地権利整備 事業	その他運用 サービス事業	計		
売上高						
賃貸	19,133,081	40,328	1,483,378	20,656,788	－	20,656,788
不動産販売	2,297,365	2,583,346	－	4,880,711	－	4,880,711
請負工事	440,150	－	－	440,150	－	440,150
その他	359,353	3,443	77,761	440,557	－	440,557
外部顧客への売上高	22,229,951	2,627,117	1,561,139	26,418,207	－	26,418,207
セグメント間の内部 売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	22,229,951	2,627,117	1,561,139	26,418,207	－	26,418,207
セグメント利益	6,045,136	407,056	433,761	6,885,954	△1,415,793	5,470,160

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 7.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	419,976
契約負債（期末残高）	540,424

貸借対照表上、契約負債は「前受収益」、「前受金」及び「未成工事受入金」に計上しております。

契約負債は主に、期末時点において履行義務を充足していない事務手数料（初期費用）及び更新料等であります。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは413,836千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
一年内	533,711
一年超	6,713
合計	540,424

開示対象特別目的会社に関する注記

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社はストレージ事業において、不動産特定共同事業法（任意組合法）に基づく不動産小口化商品の販売を行う事業を行っており、当該事業の仕組みの一環として任意組合を利用しております。

この事業においては、小口化商品の投資家が任意組合との間で不動産特定事業への参加契約を締結し、現物出資又は金銭出資を行います。任意組合は現物出資又は金銭により購入された不動産から生じる損益の分配を受ける目的で組成されております。当該不動産の賃貸損益、売却損益等は、投資家に帰属します。

当社は、業務執行組員として、任意組合契約に従い、業務執行組員報酬を得ており、当社は任意組合より一括して対象不動産の管理を委託され報酬を得ております。また、金銭出資型の場合は当社と任意組合間で不動産の譲渡が発生します。

なお、当事業年度における直近の財政状況は以下のとおりであります。

	当事業年度 (2025年12月31日)
特別目的会社数	6 組合
直近の決算日における資産総額（単純合算）	883,574千円
直近の決算日における負債総額（単純合算）	33,272千円

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

(単位：千円)

	取引金額	項目	金額
不動産譲渡高（注1）	167,700	売上高	167,700
賃借料（注2）	40,963	売上原価	40,963

(注1) 不動産譲渡高は譲渡時点の譲渡価格で記載しております。なお、不動産譲渡高は損益計算書上の売上高で表示されております。

(注2) 賃借料は当該不動産において当社の利用部分における賃借料であります。なお、賃借料は損益計算書上の売上原価で表示されております。

(注3) 上記以外の取引として、管理委託手数料収入等が発生しておりますが、取引金額に重要性がないため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	575円01銭
1 株当たり当期純利益	72円91銭

- (注) 1. 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 株当たり当期純利益金額	
損益計算書上の当期純利益	3,704,733千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	3,704,733千円
普通株式の期中平均株式数	50,813,200株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

エリアリンク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杉江 俊志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エリアリンク株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

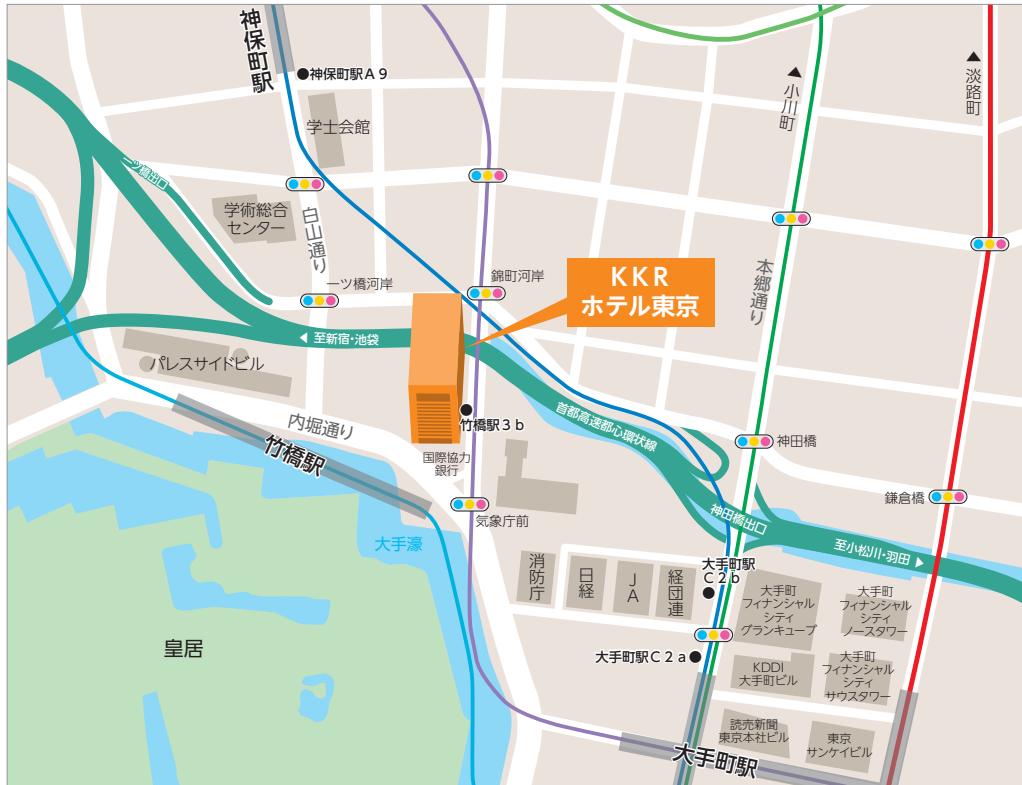
エリアリンク株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 小 島 秀 人 ㊟
社 外 監 査 役 田 村 宏 次 ㊟
社 外 監 査 役 青 木 巖 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 宴会場「瑞宝」



交通

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| 東京メトロ ● 東西線 | ▶ 竹橋駅 3b出口から徒歩3分 |
| 東京メトロ ● 東西線 ● 千代田線 ● 丸の内線 ● 半蔵門線 | ▶ 大手町駅 C2a出口から徒歩7分 |
| 都営地下鉄 ● 三田線 | |
| 東京メトロ ● 半蔵門線 | ▶ 神保町駅 A9出口から徒歩7分 |
| 都営地下鉄 ● 新宿線 ● 三田線 | |

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんのでご了承賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。